

各 位

会 社 名 ニッコー株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 吉 田 誠  
 (コード番号 5343 名証第 2 部)  
 問合せ先 取締役 常務執行役員  
 管理部門統括部長 金 田 滋 一  
 (TEL. 0 7 6 - 2 7 6 - 2 1 2 1)

## 決算期変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 23 年 1 月 28 日開催予定の第 85 回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、下記のとおり決算期を変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 変更の理由

主要取引先との事業年度の合致により、より効率的な事業運営の推進が期待できるためであります。

### 2. 決算期変更の内容

現 在	毎年 10 月 31 日
変 更 後	毎年 3 月 31 日

(注) 決算期変更の経過期間となる第 86 期は、平成 22 年 11 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 5 か月決算となる予定です。

### 3. 定款変更の内容

(下線部分は、変更箇所を示しております。)

現 行	変 更 案
第12条 (招集の時期) 当社の定時株主総会は毎年1月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合にこれを招集する。	第12条 (招集の時期) 当社の定時株主総会は事業年度末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合にこれを招集する。
第13条 (定時株主総会の基準日) 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年10月31日とする。	第13条 (定時株主総会の基準日) 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。
第38条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの1年とする。	第38条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。
第39条 (期末配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年10月31日とする。	第39条 (期末配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
第40条 (中間配当) 当社は、取締役会の決議によって、毎年4月30日を基準日として中間配当をすることができる。	第40条 (中間配当) 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。
(新設)	附則 第38条の規定にかかわらず、第86期事業年度は、平成22年11月1日から平成23年3月31日までとする。なお、本項は第86期事業年度終了後にこれを削るものとする。

#### 4. 今後の日程

第 85 回定時株主総会開催日：平成 23 年 1 月 28 日予定

定款変更の効力発生日： 同上

#### 5. 今後の見通し

第 86 期（平成 22 年 11 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日）の業績見通しにつきましては、平成 22 年 12 月 10 日に開示予定の平成 22 年 10 月期決算短信において公表する予定であります。

なお、本決算期変更に伴い、第 86 期以降の株主優待制度の割当基準日についても、3 月 31 日及び 9 月 30 日に変更となります。

以 上